

新旧対照表 (案)

	高松市子ども・子育て条例	子どもの貧困対策の推進に関する法律
旧	<p>(子どもの貧困対策)</p> <p>第14条 市は、子どもの<u>将来</u>がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、<u>貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため</u>、子どもの貧困対策の推進に取り組むものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この法律は、子どもの<u>将来</u>がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、<u>貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため</u>、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。</p>
新	<p>(子どもの貧困対策)</p> <p>第14条 市は、子どもの<u>現在及び将来</u>がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、<u>全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、子どもの貧困対策の推進に取り組むものとする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この法律は、子どもの<u>現在及び将来</u>がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、<u>全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。</u></p>